

3 福保障施第 3 6 4 0 号
令和 4 年 3 月 3 1 日
4 福保障施第 3 0 4 号
令和 4 年 4 月 1 9 日改正

各指定障害児通所支援事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長 鹿内 弘実
(公 印 省 略)

障害児通所支援事業における児童発達支援管理責任者の欠如時における
児童指導員等加配加算等の算定について（通知）

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

障害児通所支援事業の運営においては、児童発達支援管理責任者が必置とされており、やむを得ず欠如となる場合には、直ちに事業所から都に連絡をいただくよう御依頼しているところです。

このたび、会計検査院の検査によって、児童発達支援管理責任者が欠如のまま、児童指導員加配加算及び専門的支援加算が算定されている事例が判明しました。

つきましては、加算等の扱いについてあらためてお知らせしますとともに、法令等についても随時確認いただき、適正な事業所運営につきまして御協力をお願いします。

記

1 経過

令和 3 年度会計検査院の検査において、児童発達支援管理責任者が欠員となっている事業所において児童指導員等加配加算が算定されている事実が判明し、指摘されました。

（参考）根拠法令

報酬告示別表第 1 の 1 の注 8、報酬告示別表第 1 の 1 の注 9、報酬告示別表第 3 の 1 の注 7 及び報酬告示別表第 3 の 1 の注 8 において、「児童発達支援給付費（放課後等デイサービス給付費）の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等（中略）を 1 以上配置している」ことが算定基準となっており、この「算定に必要となる従業者の員数」には児童発達支援管理責任者も含まれる。

2 報酬の算定について

(1) 児童発達支援管理責任者欠如減算

児童発達支援管理責任者の欠如及び指定基準に定める人員基準（常勤かつ専従）を満たしていない場合、不在となった月の翌々月から欠如が解消された月までは減算の扱いとなります。

(2) 児童指導員等加配加算及び専門的支援加算

上記2(1)とおり児童発達支援管理責任者は児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数となることから、欠如の場合には、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の算定はできません。

3 現在児童発達支援管理責任者が欠如している事業所について

上記2に該当する場合には直ちに児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の算定を中止してください。

既に児童発達支援管理責任者欠如のまま児童指導員等加配加算及び専門的支援加算を請求していた分に関しては、厚生労働省等からの指示により返還等の手続きを依頼することになりますので、別途お知らせします。

4 その他

最近、児童発達支援管理責任者の欠如だけでなく、当初の届出内容と異なる状況が発生しているにもかかわらず、都に連絡のないまま運営がされている事業所が多く散見されます。事業所の運営にあたっては、法令等を随時御確認いただき、適正な運営に努めていただくようお願いします。

なお、不適切な運営がされている場合には、資料の提出を求めることや、法人の役員から事情を説明いただくこととなりますので御留意ください。

<p>【担当】 東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当 TEL : 03-5320-4374 (直通) FAX : 03-5388-1407 MAIL:S0410819@section.metro.tokyo.jp</p>
